平成２０年第２回常陸太田市議会定例会会議録

平成２０年６月１３日（金）

議　事　日　程（第４号）

平成２０年６月１３日午前１０時開議

日程第　１　議案質疑　報告第５号ないし議案第４７号

日程第　２　請願第１号

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑　報告第５号ないし議案第４７号（討論・採決）

日程第　２　請願第１号

出席議員

議　長	高　木　　将　君	副議長	梶　山　昭　一　君
１番	木　村　郁　郎　君	２番	深　谷　　渉　君
３番	鈴　木　二　郎　君	４番	荒　井　康　夫　君
６番	深　谷　秀　峰　君	７番	平　山　晶　邦　君
８番	成　井　小太郎　君	９番	福　地　正　文　君
１０番	高　星　勝　幸　君	１１番	茅　根　　猛　君
１２番	菊　池　伸　也　君	１３番	関　　英　喜　君
１４番	片　野　宗　隆　君	１５番	平　山　　伝　君
１６番	山　口　恒　男　君	１７番	川　又　照　雄　君
１８番	後　藤　　守　君	１９番	黒　沢　義　久　君
２０番	小　林　英　機　君	２１番	沢　畠　　亮　君
２２番	立　原　正　一　君	２５番	生田目　久　夫　君
２６番	宇　野　隆　子　君		

欠席議員

５番　　益　子　慎　哉　君

説明のため出席した者

市　　長	大久保　太　一　君	副　市　長	梅　原　　勤　君
教　育　長	小　林　啓　徳　君	総務部長	川　又　善　行　君
政策企画部長	江　幡　　治　君	市民生活部長	五十嵐　　修　君
保健福祉部長	綿　引　　優　君	産業部長	赤　須　一　夫　君

建設部長	富田広美君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	高橋正美君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	深澤菊一君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	川上明文君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷利行	副参事兼総務係長	吉成賢一
次長兼議事係長	菊池　武		

午前１０時開議

○議長（高木将君）　ご報告いたします。

ただいま出席議員は２５名であります。

便宜，欠席議員の氏名を申し上げますから，ご了承願います。５番益子慎哉君，以上１名であります。

よって，定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（高木将君）　本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第１　議案質疑

○議長（高木将君）　日程第１，議案質疑を行います。

報告第５号から議案第４７号まで，以上１２件を一括議題とし，通告順に発言を許します。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　２２番立原正一でございます。通告順に質疑をいたします。

私は，今回提案されました議案，報告８件，議案４件，合計１２件の中から，報告第７号，議案第４４号，議案第４６号，議案第４７号の４件についてを順次質疑をいたしますので，ご教授をよろしくお願いしたいと思います。

初めに，ページ１００でございます。報告第７号です。提案内容は，常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例であります。私，この案件につきまして読んでみましたが，条例の条項ばかりが提示されているだけで，提示報告案件からは条例のどこの箇所が改定されたのか全くわかりません。経過措置の第１条，第２条，第３条を見て，都市計画税の改定であることはぼんやりとわかってきました。しかし，第２条で，地域公共交通の活性及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行云々とあります。こういうことで疑問が出てきて，また，全くわからなくなってしまったわけでございます。

都市計画税の改定とありますので，都市の市街化区域の税率改定の何かかというふうに私なりに考えておりまして，ご承知のように，新宿，大森，磯部の方たちから，市街化区域として，特別に都市計画税を納入しているが，道路の新設とか舗装等を町会長さんを介してお願いしておりますけれども，なかなか依頼を聞いていただけないと。何とかこの市街化区域だけでも，税収を納めるのをやめたいんだというふうな話も聞いておりましたから，この都市計画税の改定というようなところで，その方向に，本市住民のための都市計画税の変更かどうかというようなことを先取りしたというふうなことで，その説明の中でまず一安心しましたけれども，非常にわかりづらいものでございますから，改正の内容につきまして，ごく簡単で結構でございますから，再度ご説明いただきたいということで質疑をいたします。

次に，議案第４４号でございます。これは，ふるさと常陸太田寄附条例の制定についてでございます。

これにつきまして，条例目的第１条でございますが，「ふるさと常陸太田市を愛し，ふるさと常陸太田の未来に向けての発展を応援しようとするものから広く寄附を募り」とあります。また，第３条では，寄附者の使途指定等があり，「みずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする」と記されてあります。今日，お金をいただくことは大変なことでありまして，出していただける方には大変ありがたいことでございます。

したがいまして，この事業の種類でございますけれども，具体的にわかる事業でなければならないと考えてございます。昨日も一般質問の中で触れられておりましたけれども，そこで第２条，事業の種類４つがありますが，まず，具体的に質疑をいたしますので，ご教授いただきたいと考えております。

次に，議案第４６号でございます。常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというふうにございます。提案理由につきましては理解をいたしますが，内容につきましては，行政の文言，これは官僚言葉が難しく，非常に理解が不足する項目が多くありまして，私といたしましては難しくてわかりづらい。そういうことから，２つの項目を質疑いたします。

まず，１点でございますが，１５０ページでございます。この下段に，第３条，改定案では，第７条を，第９条の案分率を乗じて算定する。また，ページ１５２の下段に，第１３条４の文章の中で，国民健康保険法の号ですかね，第何号，第何号とある，その項目が追加になってございます。これは，ふえておりまして非常にわかりづらくなっております。これらは，議案説明でもありましたが，短時間で走り説明でありましたものですから，それには私も目を追っていけなかったということもありまして，再度改定部をご説明いただきたい。

次，２つでございますが，１６１ページでございます。この中で，中段でございますが，括弧内に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）とあります。これは，この改定のところで，現行が記載されておりませんで，改正案に突然出てきております。また，現行になかったことから，改正案でのこの年号に相違はないのか，その２つをお伺いいたします。

次に，議案第４７号の一般会計補正予算でございます。これにつきましては一応説明をいただ

きましたものですから，若干割愛させていただきまして，７ページでございますかね，ここに歳出がございます。これにつきまして，この款５の農林水産業費でございますが，５目で農地費，それから同じく款５の中の農林水産業費の中，２目の林業振興費，この２つのみについて，お伺いしたいと思っております。

これにつきまして，まず，当初予算の中では，一般財源そのものはふえておりませんが，今回予算審議後３カ月，３月審議を終わりまして，６月の議会に補正というものが出てきておりますものですから，この２つの項目につきまして，上位機関のほうから補助が出たから，それにプラス自己財源といいますか，当市については，非常に財政で苦しんでいるところでございますが，わずかでありましても自主財源を投じてまでこの２つの事業というものをやらなければならないのかなという，そこにわずかな疑問を持っておりますものですから，この２点についての質疑をいたします。よろしくお願いいたします。

第１回目の質疑を終わります。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　ページ１００，報告第７号専決処分の承認を求めることについて，常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例のご質疑にお答えをいたします。

今回の条例の一部改正につきましては，固定資産の課税標準額を２分の１などにする特例により，都市計画税が軽減される日本放送協会や独立行政法人日本原子力研究開発機構のような広域的な事業者などについて，軽減の特例を規定している地方税法が改正されたことに伴う，引用条項の繰り上げや追加でございます。

この課税標準の特例に係る地方税法の改正につきましては，日本電気計器検定所，日本消防検定協会,小型船舶検査機構,軽自動車検査協会の４事業者について本則での軽減規定が廃止され，新たに附則において適用期限を設けて追加されたもの，また，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき実施される鉄道再生,または再構築事業による鉄道事業のための家屋，さらに，広域社団法人，または広域財団法人が所有する重要無形文化財の後援のための家屋及びその敷地である土地が新たに軽減の対象となるものでございます。

今回の改正条例は，平成２０年４月３０日から施行され，経過措置としまして，平成２０年度分，今の都市計画税に適用されます。第２条による改正の規定につきましては，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行日からでございます。この施行日につきましては，公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日となっておりますので，この公布は平成２０年５月３０日に既に公布されております。６月を超えない範囲ということでございますので，本年１１月３０日までには施行されることとなります。

また,第３条による改正の規定につきましては,平成２０年１２月１日から施行されますので，それぞれ平成２１年度，今の都市計画税から適用されることとなります。

なお,今回の改正規定につきましては,個人の納税義務者に適用される規定ではございません。市民の方には影響がなく，追加により新たに適用されることとなった事業者についても，現在の

ところ本市においては該当がございませんので,都市計画税の税額には何ら影響はございません。
以上でございます。

○議長（高木将君）　政策企画部長。

〔政策企画部長　江幡治君登壇〕

○政策企画部長（江幡治君）　議案第４４号ふるさと常陸太田寄附条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

第２条に規定する事業を具体的にということでございますが,「未来を担う人づくりに関する事業」につきましては，ふるさと郷土学習の推進，感性や想像力向上の推進，体力の向上，スポーツ環境の整備，国際力の育成，これらに関する事業ということで考えております。

第２号の,「自然を生かしたまちづくりに関する事業」につきましては，里山森林の保全，ふるさと景観づくり，地球温暖化防止対策に関する事業というように考えております。

第３号の,「歴史・文化を生かしたまちづくりに関する事業」につきましては，文化財保護の充実，文化財の有効活用，地域特有の文化財の発掘と活用，芸術・文化活動への支援，地域伝統文化への支援等に関する事業というように考えております。

「地域の元気づくりに関する事業」につきましては，地域特産物の生産・振興，産地の保全活用，地域産業の担い手づくり，地域支援のブランド化，まつり・イベントの魅力向上に関する事業，こういった内容で検討しているところではございますが，特に大きな事業につきましては，個別の事業名を出すことも含めまして，さらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（高木将君）　保健福祉部長。

〔保健福祉部長　綿引優君登壇〕

○保健福祉部長（綿引優君）　国民健康保険税条例の一部改正についてのご質問にお答えをいたします。

第１点目に，１５０ページの下段の第９条の案分率についての説明をしてほしいということでございますので，最初にこの件につきましてご説明をさせていただきます。

７条であったものが第９条に繰り下がっております。第９条は，国民健康保険税の案分率を定めている条文でありまして，保険税率につきましては，医療保険制度の変更となる平成２０年度においては，制度を十分周知していくことが重要であるとの考えに基づきまして，医療分の保険税率については，現行の基礎課税分と後期高齢者支援金分の分割にとどめました。全体としては引き上げを行わず，現行の税率・税額を基礎課税分と後期高齢者支援金分の賦課限度額の割合に応じて算出した額といたしました。平成１９年度の基礎課税分のところでありますが，平等割が２万4,０００円となっておりますが,平成２０年度は基礎課税分として１万9,２００円,後期高齢者支援金分として4,８００円，同じく均等割が１万7,０００円が１万3,６００円と3,４００円というように案分率が記載されてございます。

続きまして，１６１ページの租税特別措置法に関する件でございますが，租税特別措置法の文章表記につきましては，文言の整理でございます。

○議長（高木将君）　産業部長。

〔産業部長　赤須一夫君登壇〕

○産業部長（赤須一夫君）　農地費，それから林業振興費の補正についてご説明申し上げます。

この，農地・水・環境保全向上対策事業への取り組みでございますけれども，取り組む団体等への支援額の４分の１が市の負担となるものでありますけれども，この事業の意義を考えた場合，現在，常陸太田市が直面する農林環境保全の課題解決の１つとする内容と一致するものでありまして，第５次総合計画が目指します快適空間の具現化に向けた協働によるまちづくり，それから，エコミュージアム活動によるまちづくりの事業として，推進に当たって最適な事業と思われるため，積極的に事業を展開すべきであると考え，取り組んだものでございます。

次に，森林機能緊急回復整備事業に伴う補正でございます。

この事業につきましては，茨城県が平成２０年４月から導入しました県北地域や筑波山周辺の森林，平地林，それから里山林などの身近な森林の保全整備，それから，霞ヶ浦を初めとします湖沼・河川などの水質保全のための施策などを重点的に実施しまして，自然環境を守ることを目的に導入がなされた森林湖沼環境税を財源とした事業でございます。この森林機能緊急回復整備事業の内容といたしましては，平成１８年に実施しました市内の民有林，１万5,６７６ヘクタールに係る間伐推進全体計画の調査に基づきまして，森林の持つ水源の涵養や山地災害を防止する働き等の公益的機能を早期的に回復するため，おおむね３年以内に間伐を必要とする森林1,７９７ヘクタールの間伐を今年度から平成２４年度までの５年間に実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君）　２２番立原正一君。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　２回目の質疑に入ります。

ただいま４項目にわたりましてご説明いただきまして，ありがとうございました。

初めに，報告第７号でございますが，これにつきまして，当市の地権者に影響がないというふなことを部長のほうから大きな声でご説明いただきまして安心しましたものですから，この辺のところは，住民に対する説明はできるなということで，まず，理解をしておきたいと思っております。ありがとうございました。

次に，議案第４４号ふるさと常陸太田寄附条例の制定ということでございまして，一応ご説明の中のことにつきましては概略といたしましては理解をいたしますが，やはり，先ほど申し上げましたように，非常に個人の方からの浄財をいただくということでございますので，もう少し具体的な内容のお示しがあればよかったなと考えておりますが，今後，それらのことにつきましては，よく考えていただけるものと思っておりますものですから，とりあえず，一応理解をしておきたいと考えております。

２回目といたしまして，１点お伺いしたいわけでございますが，本条例は新規制度でありまして，お気づきのことと考えておりますが，第１条項目文中に「ふるさと常陸太田を愛し，ふるさと常陸太田の未来に向けての発展を応援しようとするものから広く寄附金を募り」とあります。初めの文言が自然と寄附をしたくなるような表現から入っているようでございますが，これでは，

活字が最初は寄附をそそるような活字で始まっておりまして，終わりに「応援をしようとするもの」というふうに結んでございますが，漢字で書いてあれば納得もいくのかなというふうに理解をするわけでございますが，平仮名でありますものですから，幾ら行政文といたしましても，いかがな文章かと疑問をもちまして，この「もの」という文言は問題ないのか。これは，実際に提案する前，ですから公表するまでに関係者間で見直しをされたものと思いますが，その中で話題にならなかったのか。で，問題ないとすれば，大切な個人の浄財をいただくわけですから，これは強制ではなく，本当に自然に出してあげたいなというふうな気持ちがあると。行政側といたしましては，いただく気持ちを出しておらなきゃならないわけですから，私といたしましては，私ごとで申しわけありませんが，経験から言いますと，ここにやっぱり私はお客さまを大切にするほうの仕事をしていましたものですから，若干その辺から言葉を随分選んでやってきた記憶がございます。そういうところで，ちょっと疑問が「もの」というふうに１つの平仮名でもって２つですか，２つの活字でもって決めつけておるところに，非常に疑問が消えないわけでございまして，ほかにご寄附の目的に対する形容表現の活字はないものか，この辺をお伺いしたい。

次に，議案の第４６号でございますが，ご説明をいただきまして，まず，１点目については理解をいたします。２点目の中で，一応，これは１６１ページの件につきまして，この措置法の年号についてお伺いしましたところ，これは，１つは突然追加されているが，理由は何かというところのだけの答弁だと思いますね，文言の整理だということでございますから。じゃあ，整理だということはですよ，現行になかったわけですね。現行になかった，このところが疑問があったものですから，そのところも現行になかったことから改定との相違はないのかというような，この現行になかったところの理由もご説明をいただきたい，お伺いします。

次に，最後になりますが，議案第４７号でございますが，ご説明いただきまして，理解をするところでございますが，まず，農地関係のところについて１点のみをお伺いしたいわけでございますが，部長答弁の中で，中段の中に，協働のまちづくりに合致することで，取り組むべき必要があると考えたということでございますが，これのどこを協働のまちづくりに合致するというふうに考えているのか，その１点をお伺いをいたしまして，質疑を終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長　江幡治君登壇〕

○政策企画部長（江幡治君）　議案第４４号の再度のご質問にお答えをいたします。

第１条の目的の中での「もの」という平仮名の表現でございますが，これにつきましては，個人の方とそれから団体を想定しておりまして，寄附をより広く受けることができるように「もの」ということで条例上は規定したいというものでございます。実際に寄附をいただく中でのＰＲをしていくときには，この「もの」という表現は変えて出していこうということで考えてございます。

○議長（高木将君）　産業部長。

〔産業部長　赤須一夫君登壇〕

○産業部長（赤須一夫君）　２回目のご質疑にお答え申し上げます。

農林水産省が，近年の農村を取り巻く環境のさまざまな変化による集落機能の低下によりまして，農地，農業用水等の適切な保全，管理が困難となっている状況にかんがみまして，農業者だけではなくて，地域の住民等も含めた組織による環境保全の向上対策として創設した事業でございます。

農業者だけではなくて，町会，学校，ＰＴＡ，消防団などが構成員となる地域住民が参加する活動組織をつくりまして実施をするというような内容になっているものでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君）　よろしいですか。保健福祉部長。

〔保健福祉部長　綿引優君登壇〕

○保健福祉部長（綿引優君）　１６１ページの租税措置法関係でありまして，現行になかった理由でございますが，これにつきましては，準則等に基づいた表現としておりましたが，今回の附則関係の改正案文のなかで，新たに表現の中に加えられたものでございます。

○議長（高木将君）　２２番立原正一君。

○２２番（立原正一君）　ちょっと議長にご相談したいんですが，ただいま通告に基づき，議長にこれで終わりだと申し上げたんですが，１点質疑が漏れたものですから，よろしいでしょうか。

○議長（高木将君）　はい，許可いたします。２２番立原正一君。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　議長の許可をいただきましたものですから，再度，第３回の質疑に入らせていただきます。

第４４号のふるさと常陸太田寄附条例の件でございますが，これは私が説明いただいた中で理解いたします。

それで１点，お伺いしておきたいのは，寄附ということにつきまして，これは贈与に当たるわけでございまして，やっぱり議会関係，そういう職についている方というのは，このものに対して，私たちは非常に理解をしているものですから，いい条例であるというふうなことは理解しておるんです。そういうところで，議会人として，その辺のところの支出について，どのように見ておられるのか。当り前だと言われればそれまでででございますが，その考え，これだけをちょっとご教授いただければと思います。

○議長（高木将君）　もう一度わかりやすく。

○２２番（立原正一君）　あのですね，寄附行為でございますね。寄附金ですから，一応これは私ども議会議員に席を置いている者が，このものを素直に受け入れて行動ができるものかということについて，行政の考えをちょっと。当然それは当たり前でしょうということになってくるかと思いますが，その点をどのようにお考えになっているのかなという気がいたします。おわかりになりましたかね。それでわかりませんかね。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長　江幡治君登壇〕

○政策企画部長（江幡治君）　第３回目のご質問にお答えをいたします。

議員さんの寄附ということでございますので，公職選挙法に基づいて処理されていくものということで考えてございます。

○議長（高木将君）　次，２６番宇野隆子君の発言を許します。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　宇野隆子です。私は，報告第６号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），議案第４４号ふるさと常陸太田寄附条例の制定について，この２点について議案質疑を行います。

地方税法の改正ですけれども，非常に内容そのものはボリュームがありますが，議案説明の際に，大きく５本の柱に分けられるということで説明がありました。その中でのページ７７から８２ページあたりになるかと思いますけれども，証券税制の改正についてがあります。この中で，軽減税率，基本は今年度で廃止ということですけれども，特例として２年間延長されるということで，過去２００６年，２００７年の２年間にわたって申告された件数と金額について，参考までに伺いたいと思います。年度によっては申告制ですから，あくまでも参考ということで，件数そのものには年度でいろいろ違いはあると思いますけれども，ご説明いただきたいと思います。

それから，議案第４４号ふるさと常陸太田寄附条例の制定についてです。

これは先ほども質疑がありましたけれども，目的として「ふるさと常陸太田を愛し，ふるさと常陸太田の未来に向けての発展を応援しようとするもの」ということで，夢のある個性豊かなまちづくりに資することを目的とするということで，第２条，事業の種類等々が出ております。こういうことに賛同して寄附をしてくださる方，これは大いに歓迎するわけなんですけれども，この中で，広くだれでもということであると思うんですが，だれでもというところでも少しいろいろとあるような感じもするんです。このページ１３８の第１０条には，「条例の施行に関して必要な事項は，市長が別に定める」と。この「必要な事項」というところで，どういう内容をということですが，１つは，こういう寄附に対する手続方法等も要綱の事項の中に出てくると思いますけれども，そのほかにどのような必要な事項が盛り込まれるのか伺いたいと思います。

以上２件についてです。よろしくお願いします。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　報告第６号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）のご質疑にお答えを申し上げます。

上場株式の譲渡所得に係る申告の件数につきましては，平成１８年度分１１５件，平成１９年度分９２件，平成２０年度分６２件となってございます。

この上場株式の譲渡所得の課税額の軽減につきましては，軽減税率が１００分の1.８ということが適用されているために，平成１８年度分につきましては，通常の１００分の３の税率であれば，８０８万6,３２０円，１００分の1.８が４８５万1,７９２円，差し引き３２３万4,５２８円。平成１９年度分につきましては，通常５９８万5,１２０円，軽減税率1.８を適用後は３５９

万1,０７２円，差し引き２３９万4,０４８円。平成２０年度分につきましては，通常税率であれば４７２万6,３２０円，軽減税率1.８の場合，２８３万5,７９２円，差し引き１８９万５２８円が軽減額となってございます。

以上でございます。

○議長（高木将君）　政策企画部長。

〔政策企画部長　江幡治君登壇〕

○政策企画部長（江幡治君）　議案第４４号ふるさと常陸太田寄附条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

１０条におきまして，「必要な事項は，市長が別に定める」という規定をしておりますこの内容でございますが，寄附の申し込みから寄附をいただいた方への事業の充当報告までの事務手続等について，要綱で定めることで考えております。

また，この要綱の中には，寄附の申し込み，また，寄附をいただいたその寄附金が公序良俗に反するものである場合の寄附金の受け入れの拒否，あるいは寄附金の返還についても規定をしてまいりたいと考えております。

○議長（高木将君）　以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

報告第６号について，討論の通告がありますので，これを許します。

２６番宇野隆子君。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　日本共産党の宇野隆子です。私は，報告第６号専決処分の承認を求めることについて反対する討論を行います。

専決処分された常陸太田市市税条例の一部を改正する条例ですが，これは，２００８年2月２９日に衆議院で可決され，参議院へ送られて４月３０日に再議決された「地方税法の一部を改正する法律」が即日公布，原則施行されたことによるものです。

今回の税制改正では，議案の説明にあった大きくは５点のうち，寄附金控除の改正と固定資産税関係の，一定の省エネ改修工事を行った既存住宅に係る減額措置の創設の２点については賛成するものですが，残る３点については問題がありますので反対するものです。

１点目は，住民税における公的年金からの特例徴収制度の導入の改正です。年金から天引きされる税金等の対象が拡大され，これは問題です。既に６５歳以上の介護保険料の年金天引きに加えて，４月からは，今怒りが広がっている後期高齢者医療制度の対象者からも天引きが始まりました。さらに，６５歳から７４歳の世帯主の方が支払っている国民健康保険税も天引きされることが決まりました。その上，今回の条例改正で，来年１０月からは市民税も年金から天引きされることになります。このようないや応なく年金から天引きをする改正は認められません。

２点目ですが，証券税制の改正です。上場株式等の譲渡益や配当が軽減税率１０％で，適用期間がことしの１２月３１日まででした。これは廃止されずということでしたが。新たな附則によって，２００９年と２０１０年の２年間に限って，５００万円以下は７％，市民税は３％の軽減

税率が継続して適用されます。これは，富裕層に対する優遇を広めるものです。条件をつけずに廃止すべきです。

３点目は,「行政改革関連５法」と一緒に成立した「公益法人制度改革３法」による税制改正です。今回の改正によって，非営利型であっても一般社団・財団法人は普通法人として株式会社などと同様に原則課税が行われることになります。まじめに公益のために活動する民間の非営利法人の活動抑制になる危険性が大きいことから反対をいたします。

以上で，報告６号専決処分の承認を求めることについての反対討論といたします。

○議長（高木将君）　以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第５号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例）については，原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君）　ご異議なしと認めます。

よって，報告第５号については，原案承認することに決しました。

採決いたします。

報告第６号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例について）は，原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君）　起立多数であります。

よって，報告第６号については，原案承認することに決しました。

お諮りいたします。

報告第７号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)，報告第８号専決処分の承認を求めることについて（平成１９年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号)），報告第９号専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第１号)），以上３件については，原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君）　ご異議なしと認めます。

よって，報告第７号から報告第９号まで，以上３件については，原案承認することに決しました。

次に，報告第１０号から報告第１２号までの３件については，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により，報告事項となっておりますので，報告をもって終了といたします。

次，議案第４４号から議案第４７号まで，以上４件については，お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――――――

日程第２　請願第１号

○議長（高木将君）　次，日程第２，請願第１号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第１号については，お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり，文教民生委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　以上で，本日の議事は議了いたしました。

次回は，６月２０日定刻より本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。

午前１０時５０分散会